

令和2年第4回弥彦村議会（6月）定例会

議事日程（第4号）

令和2年6月17日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入及び歳出の第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第3款民生費第2項児童福祉費第1目保育園費、第3目児童健全育成事業費及び第4目子育て支援事業費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費、第14款予備費、第2条地方債の補正
- 日程第 2 議案第30号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
（以上2案件 総務文教常任委員長報告）
- 日程第 3 議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出の第2款総務費第3項戸籍・住民登録費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費第2目児童手当支給事業費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第7款商工費
- 日程第 4 議案第31号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 請願第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願
- 日程第 6 請願第 3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願
（以上4案件 厚生産業常任委員長報告）
- 日程第 7 議案第29号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）
（以上1案件 競輪特別委員長報告）
- 日程第 8 議案第41号 燕・弥彦総合事務組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第42号 除雪ドーザ（14t級）購入契約の締結について
- 日程第10 発委第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書
- 日程第11 発委第 3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
- 日程第14 総務文教常任委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について
- 日程第15 厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	渡邊富之	さん	2番	古川七郎	さん
3番	那須裕美子	さん	4番	丸山浩	さん
5番	板倉恵一	さん	6番	柏木文男	さん
7番	小熊正	さん	8番	武石雅之	さん
9番	本多隆峰	さん	10番	安達丈夫	さん

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林豊彦	さん	副村長	廣瀬勝利	さん
教育長	林順一	さん	総務課長	山岸喜一	さん
防災室長	増田規	さん	税務課長	小森順一	さん
住民課長	伊藤和恵	さん	福祉保健課長	小林健仁	さん
農業振興課長	志田馨	さん	観光商工課長	高橋信弘	さん
建設企業課長	丸山栄一	さん	教育課長	富田憲	さん
会計管理者	水沢正一	さん	公営競技事務所長	斎藤雄希	さん

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 局長	笹岡正夫	書記	春日史子
-------------	------	----	------

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回弥彦村議会6月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、議案第28号 弥彦村一般会計補正予算（第3号）から日程第2、議案第30号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例までの補正予算1案件、条例改正1案件、以上2案件を一括して議題といたします。

以上、2案件につきましては、総務文教常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果についてご報告をお願いいたします。

板倉総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（板倉恵一さん） おはようございます。

それでは、令和2年第4回6月定例会総務文教常任委員会の審査報告をいたしたいというふうに思います。

本委員会は、6月定例会において付託された議案を審査するため、去る6月12日午前10時から議場において開催されました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、教育長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は補正予算1案件、条例改正1案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された2案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外の議員の発言があったことを申し添えます。

付託された補正予算1案件についての審査では、小学校費のプール水質検査手数料減額の説明では、契約金額が予算額よりも少なかったとのことであるが、今後、プール授業は行われるということでのよいのか。

また、夏休みの地区プールは実施されるのか。夏休みの地区プールが実施される場合には、PTAが監視員になるため、事前に救命講習を受ける必要があると思うが、3密の関係もあるし、講習会を開催することは可能なのかという質疑に、ウイルス感染対策の関係で、7月中のプール授業は行わない。8月以降のプール授業については前向きに検討していきたい。

地区プールの件は、昨年、熱中症の危険があるとしてほとんど実施できなかった経緯があり、講習会の開催は3密の問題もあるので難しいかもしれないが、できるだけ早い段階で判断をしていきたいとの答弁でした。

消防費の事務経費負担金で52万7,000円の増額となっているが、この内容と増額の理由はどの質疑に、消防団の救命用のボートを燕・弥彦総合事務組合で購入するための経費であるが、弥彦村は1艇分の総額79万円のうち、3分の1の補助金内示があったことから、残り3分の2を村負担として補正するものであるとの答弁でした。

購入する救命ボートはエンジンのついたものになるのか、また、それをどこに保管するのかとの質疑に、購入するボートには船外機はついておらず、定員は5人程度の手こぎボートである。また、このボートは組立て式で軽トラックに積んで移動ができ、設置場所については検討中であるとの答弁でした。

次に、条例改正1案件についての審査では、質疑、討論ともなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、付託案件外について、初めに、令和元年度弥彦村教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について説明がありました。

説明に対する質問では、宝光院の樹齢800年の婆々杉であるが、相当傷んでいるという話を聞いており、下のほうの枝が枯れている状態である。教育委員会のほうで確認をして、神社との関係もあるので、適切な管理をしてほしいという質問に、こちらでも、そのことは把握している。管理については、所有者や関係者と協議して適切な保護、管理に努めていきたいとの答弁でした。

小・中学校の年間授業日数では、感染症の関係で小・中学校は2週間程度の休校となった。近隣の市と比べると少ないほうだったのでよかったと思っている。教育長から、夏休み期間を短縮して、授業の遅れを挽回したいとの話があったが、できるだけ目標が達成できるよう努力願いたいとの質問に、3月中の授業日数の不足分については、4月下旬からの休校前までに解消できている。

新年度に入ってから学習内容については、70時間ほどの不足があるので、小学校は7月いっぱい、中学校については8月6日まで授業を行って補充する。2学期については通常の8月25日から再開することを考えているとの答弁でした。今後、第2波、第3波が来ても、すぐに子供たちが学校を休むのではなく、その内容を見て対応するようにしてもらいたいが、との質問に、先日も答弁の中で説明をしたが、昨日、副村長主導で、どのような基準で対応したらよいかを検討してもらっている。できれば、25日の広報にチラシを折り込むことで準備を進めたいとの答弁でした。

その他、付託案件外について、新型コロナウイルス感染症の対応により、小学校の運動会ができなかったし、中学校の体育祭についても、どうなるか分からない状況にある。子供たちはとても楽しみにしていると思うが、今後の予定はどの質問に、中学校の体育祭を実施する場合には、どうしても3密を避けることが必要であり、昨年と同様な開催はできないと承知している。例えば種目を変更したり、やり方を変えたりしながら、何とかできないかということ、校長先生と話を詰めているので、今しばらく待ってもらいたいとの答弁でした。

心の教育推進事業でやひこ絵本の会が、小学校では朝の読書タイムを利用して絵本の読み聞かせを行っているが、休校措置も終わり、2学期の読み聞かせが再開できるのか。

また、低学年の子供たちに人形劇を毎年1回上演しているが、このことについてもできるようになるのか。

また、これまで「夢の木はうす」で打合せや練習を行ってきており、公共施設が7月末まで使用中のため、それもできない状況である。早期開放に向けた検討もお願いをしたいとの要望に、絵本の会の皆さんには感謝をしている。子供たちも大変楽しみにしているので、是非お願いをしたいと思っている。「夢の木はうす」の開放については、二次感染防止の観点を含めた村の対策の中で検討している。できるだけ早い段階で開放していきたいとの答弁でした。

先日の全員協議会で、第2期子ども・子育て支援事業計画における検討委員のメンバーについて質問をしたが、各保育園の保護者会の会長が委員として選任されている。この保護者会の会長を決めるときには荷が重く、成り手がいないということで、最後はじゃんけんで決めるということが多く聞いている。会長を決める際には、活発な意見を出してもらえる方を選んでもらうように配慮願いたいとの要望に、各園の会長さんについては、子ども・子育て会議のような大事な会議にも出席してもらうことを考慮して、適任者の選抜について、各園の園長に改めてお願いしていきたいとの答弁でした。

昨年10月の台風による大雨で、自主避難された方がいた。今年も同じように水害に対する備えが必要と思うが、今年の水害に対する村の対応はどのように考えているのかとの質問に、今年は昨年よりも拡充した対策を取ろうとしていたが、新型コロナウイルス感染症の課題が加わったことで、水害に限らず、新型コロナウイルス感染防止を考慮した避難所の運営を行っていききたい。

大きく変わるものとして2つの変更がある。3密を避けるため、人との間隔の確保や、健常者と発熱者、濃厚接触者を区分けして避難所の運営を行う。

そしてもう一つは、避難所の数が足りないということで、当初は5か所の避難所であったが、10か所以上の増設を考えている。しかし、避難所は増えるのに収容人数は逆に減ることになるため、旅館組合と協定を結んでの活用、あるいは知人、親戚宅への宿泊、車中泊を検討しているところが変更となる点であるとの答弁でした。

防災行政無線の音が聞き取りにくくなっているが、改善されているのか。また、ハザードマップに避難所が記載されているが、大河津分水路が決壊した場合には水没してしまう避難所もあるので、実際に避難しなければならない避難所はどこなのかが分かるようにしてほしい。

ご指摘のとおり、現在のハザードマップでは、決壊により水没した場合の避難場所が分かりにくい内容となっている。そのため、大河津分水路が決壊した場合に使用できる避難所は、ここだということが一目で分かるものを作成して、配布していきたいと考えている。

また、防災行政無線が聞き取りにくい点については、指定の電話番号（94-3143）にかけると放送の内容が聞けるように、既に対策を講じている。

現在は、マスクの供給に不足を感じている人は少ないのではないかと。ただし、病院や介護施設等では、マスクが幾らあっても足りないという話を聞いている。国から届いたマスクを不要とする村民から回収できる方策は取れないものかとの質問に、これは住民の方が自発的に寄附されるべきものとするので、行政に関わる問題ではない。議員の皆さんが集めるか、または、提供を受けたものを村に持ってきてもらえれば、大変ありがたいと思っているし、その場合には対応させてもらうとの答弁でした。

先日、国から定額給付金の支給があり、弥彦村独自の支援策もいろいろあると思うが、我々の知らない部分もあると思うので、改めてお聞きしたいとの質問に、村の支援策としては、県の信用保証協会の保証料の負担、国の雇用調整助成金の申請に必要な社会保険労務士に対する費用の補助、県の誘客イベント事業に村独自の上乗せ、そして、この事業が大変好評であったことから、追加支援を決定、国保会計での傷病手当金の創設、旅館ホテルの温泉使用料の1年間免除、水道料の基本料金免除などの支援策を実施し、今後については地方税法による徴収猶予の措置もある。そのほかにも、地方創生臨時交付金関連の補助等も考慮しながら、有効的な施策を検討しており、必要なものについては補正対応していきたいとの答弁でした。

当初予算で、モンゴルとの交流事業が計上されていたが、感染症の関係で小・中学生の派遣が中止になったと聞いている。小・中学生の派遣が中止になったことについて、どのような対応を行ったのか。

小・中学生の派遣については、5月の連休前の時点で、600名ほどのモンゴルの方が、日本から自国に戻れない状況だったこともあり、中止を決定した。連休明けに子供たちを募集する予定でいたので、募集せず中止したため、特段の対応はしていない。

5月から申請が始まった定額給付金について、最新の申請及び給付状況はどうかとの質問に、6月9日まで申請のあったものについて、6月17日に支払い予定としている。この時点での累計では7億7,760万円の給付、人数では7,776人、対象数は7,983人、給付率は97.4%である。その後33人分の申請があり、トータルの率は97.8%となる。

現在の未申請は101世帯で174人となっているが、申請期間は3か月間で、まだ、大分期間が残っているので、申請することができない方が出ないように努めていきたいとの答弁でした。

以上が付託案件外の主な審査内容でありました。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時間は11時25分でした。

報告は以上であります。

令和2年6月17日、総務文教常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） ただいま総務文教常任委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2案件に対する委員長の報告は可決であります。

これより、2案件を補正予算、条例改正に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、日程第1、議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳入及び歳出の第1款議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第3款民生費第2項児童福祉費第1目保育園費、第3目児童健全育成事業費及び第4目子育て支援事業費、第9款消防費、第10款教育費、第12款公債費、第14款予備費、第2条地方債の補正について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第28号 令和2年度一般会計補正予算について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第28号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第30号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第30号の条例改正について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第30号は可決することに決定いたしました。

◎厚生産業常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）から、日程第6、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願までの補正予算1案件、条例改正1案件、請願2案件、以上4案件を議題といたします。

本案件につきましては、厚生産業常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いいたします。

それでは、柏木厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） マスクを取らせてもらいます。

令和2年第4回6月定例会厚生産業常任委員会審査報告。

本委員会は、6月定例会において付託された議案を審査するため、去る6月12日午後1時30分から議場において開催をいたしました。

主なものについてご報告いたします。

出席委員は5名全員であります。

説明のため出席した者、村長、副村長、所管の課長及び担当職員であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、補正予算1案件、条例改正1案件、請願2案件であります。

委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された4案件につきまして、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

なお、本委員会は委員外の議員の発言があったことを申し添えます。

最初に、補正予算1案件についての審査では、御新田桜並木下緑化推進委託料10万円の減額理由はとの質疑に、6月補正予算編成に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大により、不要不急な支出

を削減するという方針に基づいてアメリシロ防除1回分を減額したものであり、今後とも御新田桜並木の管理は続けていくとの答弁でありました。

農林水産業総合振興事業補助金について、村内法人が米の保冷機能強化をするために既存倉庫を改修するとのことだが、どの村内法人か、また、その場所はとの質疑に、第四生産組合とアグリさくら、サンファーム大戸の3農業法人が株式会社伊彌彦を設立し、経営の多角化のための県の補助事業を活用して、井田地内の倉庫を保冷用に改修するとの答弁でありました。

長寿祝品贈呈事業について、今年の対象者は何名かとの質疑に、対象者は女性3名であるとの答弁でした。

その他に質疑、討論もなく、提案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、条例改正1案件についての審査では、質疑、討論もなく、村長提案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、請願2案件についての審査では、質疑、討論もなく、採決することに決定し、最終日に意見書を発委することといたしました。

以上で当委員会に付託された補正予算1案件、条例改正1案件、請願2案件の審査は終了いたしました。

次に、付託案件外について。枝豆共同選果場について、施設の運営主体はとの質問に、JAと野菜部会やもぎ豆部会の生産者が運営協議会を設立して運営していく計画であるとの答弁でありました。

選果場や急速冷凍施設について十分精査して視察等を行った上での計画かとの質問に、選果場については先行しているプラントの視察を行った上で機械を選定している。これからはJAや生産者の意見を取り入れ、風力による粗選別、チラー水による洗浄など特色のあるものとなっている。

また、急速冷凍施設については現在検討中であり、よりよいものになるように設計していきたいとの答弁でした。

また、選果場建設については、総事業費で5億3,000万円となっているが、どうやって利益を上げていくのか等、今後、簡単ではないと思うが、是非成功させるために取り組んでほしいという要望がありました。

住宅リフォーム助成事業拡充の詳しい内容は、また、今回、補正予算に計上されていない理由はとの質問に、新型ウイルス感染症に対する緊急経済対策として、補助率を10%から20%に、上限額を10万円から20万円に、一つの住宅に対して申請を複数できるようにする内容である。ただし、今年の年末までに契約を締結したものに限り拡充する。

なお、今回の事業は、国の地方創生交付金を活用する方向で考えており、国の内示を受けた後に予算計上したいとの答弁でありました。

弥彦公園の管理について、3月議会で公園内の焼却炉について、現在は使用していない等のやり取りがあったが、シルバー人材センターの当事者からは常時使用しており、これを使わなけれ

ば処分費用が多くかかることになるとの話を聞いた。実際、焼却炉は使える状態なのか、また今後、使用していく予定かとの質問に、焼却炉については使える状態ではあるが、壊れた際の部品調達ができないとのことで、これを機に焼却せず、堆肥として活用したいとの提案を、株式会社才門ファクトリーから受けているとの答弁でした。

これに対して、焼却炉はできる限り大事に使っていただきたい。また、堆肥に活用することについては、落葉樹の葉など腐りやすいものはいいが、幹などは粉碎するための機械が必要になるので、焼却できるものは焼却し、堆肥にできるものは堆肥にする方法でやったらどうかという提案がありました。

また、弥彦公園をどのように造っていくのかとの質問に、弥彦公園は特異な立地で、趣のある公園であり、この特性や原点を生かしたものとしたい。協議会でも検討するが、まずは造園の設計者の哲学、世界観等の考えを聞いて、そのための工程表はこれから作っていくとの答弁でございました。

協議会の構成員はとの質問に、構成員は、彌彦神社宮司、権宮司、林務課長、管理課長、村長、副村長、総務課長、建設企業課長、観光商工課長の9名である。今後は、オブザーバーとして、観光協会の会長、副会長、事務局長、業者からも加わってもらうとの答弁でありました。

その他、要望として、新型コロナウイルス感染症対策について、個人や企業が最大限、国等からの支援を受けやすいような体質を検討してほしい。

弥彦のタケノコはおいしいと評判がいい。一方で、村内には繁茂した竹により里山環境が悪化しそうな状況のところがあり、この竹林を適正に管理するためにも、タケノコの缶詰を販売できるように検討してほしい。

また、県立吉田病院については、弥彦村民にとっては命の綱であり、村として一日も早く改築されるよう努力してほしいなどがありました。

提案として、観光だけでなく、文化の弥彦としてアピールするため、明訓校百周年に合わせた事業等をしてはどうかとの意見がありました。

以上が付託案件外の審査内容でした。

なお、最後に、会期外の所管事項調査について、最終日の本会議に、議長に対して継続調査の申入れをすることといたしました。

本委員会の閉会時刻は午後2時47分でした。

以上、報告であります。

令和2年6月17日、厚生産業常任委員長、柏木文男。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま厚生産業常任委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております4案件に対する委員長の報告は、いずれも可決及び採択であります。

これより、4案件を補正予算、条例改正、請願に区分して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

最初に、日程第3、議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）のうち、歳出の第2款総務費第3項戸籍・住民登録費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費第2目児童手当支給事業費、第4款衛生費、第6款農林水産業費、第7款商工費について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第28号の令和2年度一般会計補正予算について、村長の提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第28号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第31号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例について、ご質疑があればこれを許します。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

議案第31号の条例改正について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第31号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願について、ご質疑があればこれを許します。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第6、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

請願第3号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎競輪特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第7、議案第29号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案件につきましては、競輪特別委員会に審査を願っておりましたので、委員長から審査結果

について報告をお願いいたします。

それでは、武石競輪特別委員長、お願いします。

○競輪特別委員長（武石雅之さん） 令和2年第4回6月定例会、競輪特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月定例会において付託された議案を審査するため、去る6月11日午前10時46分から議場において開催いたしました。

出席委員は10名。

説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長、公営競技事務所長、公営競技事務副所長であります。

委員会事務のため出席した者、議会事務局長及び書記であります。

本委員会に付託された議案は、令和2年度補正予算（第1号）の1案件で、委員長開会宣言、村長挨拶の後、付託された案件につきましては、初日に提案説明が行われておりましたので、早速審査に入りました。

新型コロナウイルス感染症対策選手宿舎借上料とあるが、宿舎が密状態にならないように、宿泊先を分散したと思うが、村内の旅館等だけでなく、村外にもあるのか、との質疑に、5月開催した第3回村営弥彦競輪では、参加選手数が84名。けいりん宿舎を1室2名で使用した場合、約30名を分ける必要があり、丸々借上げが可能な村内の温泉旅館を使用した、との答弁でした。

補正予算中の諸収入とあるが、この部分が弥彦競輪での収入と考えてよいのか、との質疑に、諸収入というのは、弥彦競輪場・サテライト新潟・サテライト会津での場外発売をした場合の収入である。実質的な収益となると、後ほど用意した資料で説明する、との答弁でした。

当初予算では、3億円程度の収益を見込んでいるとのことだったが、新型コロナウイルス禍の中、収益はとなると予想しているのか、との質疑に、新型コロナウイルスがそのまま沈静化していくのであれば、3開催の中止はあったが、収益は前年度と同程度が見込まれると思う、との答弁でした。

清掃等委託料が、本場事業費で増額しているのに対し、場外事業費で減額されている理由は何か、という質疑に、本場事業費の増額された清掃等委託料は、競輪開催後、選手が使用した控室や宿舎を念のため、消毒作業を行うためのものである。減額分は、場外発売が4月から9月の半年間中止になると仮定し、場内清掃委託料を半年分、減額とした、との答弁でした。

ほかに質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、付託案件外の審査に移り、担当所長から令和元年度売上状況……。

○議長（安達丈夫さん） 武石さん、ちょっと体調が悪いようですけれども、副委員長さんからこの結果を読んでいただいたらいいかなと思ったりしますが、どうですか、やりますか。

じゃ、副委員長さんからしてもらっていいですか。

○競輪特別委員長（武石雅之さん） はい。

○議長（安達丈夫さん） 体調よければ、あれですけれども。

ここで、武石委員長は体調がちょっとよくないみたいなので、提案いたしました。副委員長さ

んから、この続きを読んでいただくという形で進めたいと思います。

武石さん、これでいいですか。

○競輪特別委員長（武石雅之さん） はい。

○議長（安達丈夫さん） 古川さんから読んでいただくということによろしいですか。

○競輪特別委員長（武石雅之さん） じゃ、申し訳ありませんが……。

○議長（安達丈夫さん） それでは、皆さんにお知らせをいたします。

武石委員長さん、体調が悪いということで、副委員長の古川議員さんから続きを報告していただきます。

それじゃ、古川さん、お願いいたします。

○競輪特別副委員長（古川七郎さん） 失礼します。代役として読ませていただきます。

他に質疑、討論はなく、村長提案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、付託案件外の審査に移り、担当所長から、令和元年度売上状況、令和元年度収益状況、一般会計繰出金及び基金積立状況、競輪開催状況、令和2年度売上及び収益見込み、ミッドナイト競輪の売上状況及び有観客開催に向けての準備状況について説明があり、その後質疑に入りました。

今年度は本場開催中止などもあった中、収益見込みが2億8,000万円とのことだが、今後、新型ウイルスが沈静化した場合、9月議会で追加補正等を行うことになるのかという質問に、今回の減額補正は、半年間、場外発売がないという最低の見込みで作成したもので、平常に戻った場合、必ず予算不足となるため、補正の必要があるとの答弁でした。

新型ウイルスの関係で休場中だった競輪場従業員には、代替勤務等で臨時雇用をしていたようだが、選手は、開催中止や出走回数の減少等で収入が減っていると思うが、そのような補償は行われているかとの質問に、競輪中央団体で補償等の協議は行っているが、結論はまだ出ていない。経済産業省においても何らかの手だてを考えているようであるとの答弁でした。

新しい施設について、村民向けに見学の機会を設ける予定はあるのか。また、新しい施設を利用した新規のファンを取り込むイベントなどは考えているのかとの質問に、新しい施設の見学会などは、記念競輪終了後に行いたいと考えている。イベント等は当分自粛するが、新型ウイルス禍が落ち着けば行いたいとの答弁でした。

弥彦競輪場に来ない人向けに、新施設のリモート見学会などを企画してみてもどうかとの質問に、動画などを作成し、ホームページ等でお知らせしたいとの答弁でした。

外部監査の調査結果の公開に向けての進捗状況はどのようになっているのかとの質問に、新型ウイルスの影響等で進捗していなかったが、この状況が静まったら、以前計画したとおり進めていきたいとの答弁でした。

以上が付託案件外の審査内容でした。

本委員会の閉会時刻は午前11時44分でした。

報告は以上であります。

令和2年6月27日、競輪特別委員長、武石雅之。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ただいま、競輪特別委員長及び副委員長から審査結果の報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

これより、議案第29号 競輪事業特別会計補正予算について、ご質疑があればこれを許します。ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております本案件に対する委員長報告は可決であります。

議案第29号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、議案第29号は可決することに決定をいたしました。

◎議会運営委員長報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、本日追加提案の2案件のうち、議案第42号について、先般、議会運営委員会が開催され、協議を願っておりますので、その結果について委員長から報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） 議会運営委員会報告を申し上げます。

本委員会は、令和2年第4回弥彦村議会（6月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

1、開催日時、令和2年6月8日（月）、午後0時15分開会、午後0時21分閉会。

2、開会場所、弥彦村役場委員会室。

3、出席委員、本多隆峰、武石雅之、板倉恵一、柏木文男及び議長。

4、欠席委員、なし。

5、説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長。

6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

7、協議の結果、委員長開会宣告、村長挨拶に引き続き、総務課長より6月定例会の追加提出議案の除雪ドーザ（14t級）購入契約の締結についての説明があり、最終日に提案したいとの申出があり、これを了承いたしました。

次に、5月22日の議会運営委員会開催以降に陳情1件が提出されているとの報告あり、協議の結果、配付のみとすることにいたしました。

会議内容は、以上のとおりであります。

令和2年6月17日、弥彦村議会運営委員長、本多隆峰。

弥彦村議会議長、安達丈夫様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

したがって、議案第42号は本日追加提案とすることに決定いたしました。

◎議案第41号及び議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） それでは、初日に追加提案の報告のありました日程第8、議案第41号 燕・弥彦総合事務組合規約の変更についてと、本日、追加提案が決定いたしました議案第42号 除雪ドーザ（14t級）購入契約の締結についての2案件について、提案者から提案説明をお願いいたします。

それでは、村長、説明をお願いします。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第4回弥彦村議会6月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第41号 燕・弥彦総合事務組合規約の変更につきましては、事務遂行上の管理体制を強化するため、副管理者を2名体制に増員することについて、組合規約の変更を求めるものであります。

議案第42号 除雪ドーザ（14t級）購入契約の締結につきましては、去る6月15日に指名競争入札を行い、落札いたしましたコマツカスタマーサポート株式会社東京関越カンパニーと除雪機械購入契約を締結するものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま追加の2案件は委員会付託を省略し、本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本2案件は委員会付託を省略し、本日採決することに決定いたしました。

初めに、日程第8、議案第41号 燕・弥彦総合事務組合規約の変更について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいま議題となっております議案第41号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第41号は可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第42号 除雪ドーザ（14 t 級）購入契約の締結について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

古川議員。

○2番（古川七郎さん） 今日の新聞に載っていたんですけども、1,600万円ですか、予定価格は二千何百万円で、非常に安く買えて、私自身もよかったなと思っているんですけども、物を買うというか、そのときは、商売なら当たり前なだけですけども、徹底的に調べて、できるだけ安く買っていただくというのが、私は基本的だと思うんですけども、とにかくどうしてもこういう、役場となると公務員というか、一般のある人たちは自分の金を出すんじゃないんで、どうしても税金で使うんで、もうけた金を出すになると相当慎重に調べると思うんですけども、相当調べてこの金額に落札したと私は思うんですけども、これは非常に私はよかったなと、そこそ皆さんも勉強して交渉したんだと、そういう後釜というか、そういうものを私には感じられるんで、今後、こういう問題はできるだけ世の中と同じような考え方で、やっぱりお金を出すんですから、税金使うんですので、そういうことを考えてやってもらいたいという、私からのお願いというか、これはよかったという考え方をもって、非常によかったなと思っていますんで、今後、こういうことをできるだけ続けてもらいたい。徹底的にやってもらいたいというようにお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（安達丈夫さん） 答弁は。

○2番（古川七郎さん） 答弁をお願いします。

○議長（安達丈夫さん） 村長、答弁をお願いします。

○村長（小林豊彦さん） 議員からそういうふうの評価いただきまして、ありがとうございます。

今後とも、村の予算は税金でございますので、できるだけ節約して無駄のないように執行するべく努めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号について、村長提案のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第42号は可決することに決定をいたしました。

◎発委第2号及び発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第10、発委第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書及び日程第11、発委第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書を議題といたします。

本2案件につきましては、提出者、厚生産業常任委員長、柏木文男さんから提案されています。これより、提案者から2案件の趣旨説明をお願いいたします。

6番、柏木文男さん。

○厚生産業常任委員長（柏木文男さん） また、マスクを取らせていただきます。

意見書は2通出ておりますので、別々にさせてもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助金の創設を求める意見書。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。また、最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが脳の機能低下につながり、鬱や認知症になるのではないかと考えられている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないようであるが、補聴器使用率は欧米諸国と比べて低いとされており、日本での補聴器の普及が求められている。しかし、日本では補聴器の価格は片耳当たり、安いものでも2万円であり、高価なものは20万円で、保険適用でないため全額個人負担となる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者である高度・重度難聴の場合は、補装具支給制度によりわずか1割の負担で済む。また中等度以下でも購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割は自費で購入しなければならない。従って特に低所得者の高齢者に対しては特段の配慮が必要と考えられる。

欧米では補聴器購入に対して公的補助制度がある。日本でも高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている自治体はあるが、一部に留まっている。

補聴器の普及は、高齢になっても生活の質を落とさず、心身とも健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。

よって、政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求める。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年6月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

厚生労働大臣、加藤勝信様。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山東昭子様。

以上であります。

2件ありますので、続きまして、お願いをしたいと思います。

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書。

2019年12月19日、政府の全世代型社会保障検討委員会が中間報告をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について「負担能力に応じたものへと改革していく」とし、「一定所得以上の人は医療費の窓口負担割合を2割とすること」、「団塊の世代が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずる」としています。

窓口負担の引き上げは、後期高齢者の生活および医療の受診に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした実情を考慮し、後期高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、窓口負担のあり方については現状維持に努めることを求めます。

つきましては、以下を請願します。

記。

後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和2年6月17日、新潟県西蒲原郡弥彦村議会。

提出の理由。

意見書の採択願いを採択したので、意見書を提出するものです。

提出先。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

厚生労働大臣、加藤勝信様。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、山東昭子様。

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま発委第2号及び第3号の趣旨説明がありましたが、このことについて質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

ただいまの発委第2号及び第3号については、委員長から提案された意見書のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 全員起立と認めます。

したがって、発委第2号及び第3号は可決することに決定いたしました。

◎議員派遣の件について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第12、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することにいたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第13、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから日程第15、厚生産業常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についての、以上3案件を一括して議題といたします。

このことについては、議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75号の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りいたします。議会運営委員長並びに各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査にすることについてご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって6月定例会を閉会したいと思います。閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 6月定例会に上程させていただきました令和2年度一般会計補正予算をはじめとする案件につきまして、慎重なご審議の上、全案件全員一致でご承認賜りましたことを心から御礼申し上げます。

しっかりと予算等を執行してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

また、明日18日は、多分政府が県境を越えた移動の自粛を解除、制限を解除したいと思います。私どもも2月以降、村を出ること、あるいは県境を越えた出張については完全自粛をやってまいりました。ただ、この間、いろいろ案件がたまっておりまして、どうしても行かなければならないということがございます。基本的には慎重にやるつもりでおりますけれども、私どもも一応解除したいというふうに思っています。

取りあえず、今週の金曜日、19日には大宮に参りまして、全国競輪施行者協議会の理事長が退任されました。この方には、来年の寛仁親王牌の誘致について大変多大なご尽力、ご貢献をいただきましたので、この御礼に参りたいと思います。

更に、来週の23日には、農林省関係の予算、それから、GIGAスクールに関する情報収集のために、私と教育長並びに農業振興課長の3人で東京に出張に参りたいと思っております。できるだけ3密を避けて、感染しないようにやってまいりますのでひとつよろしくご承認をお願いしたいと思います。

それから、総務文教委員会で発言させていただきましたけれども、村内の公共施設の利用については、県教育委員会が、子供たち、学校の感染者が出た場合の対応を細かく規定していただきました。感染者が出た場合、これまでのように一斉休業ということをおこなうことができるようになりましたので、今、副村長を中心に、いろいろと対策を検討しております。一応の成案はできておりますけれども、まだ専門の先生からのご意見をいただいておりますので、この後の議員懇談会で、概略についてご説明して、できれば、25日以降、村民の皆さんに配布いたしますやひこ広報6月号にその旨をチラシとして挟んで、村民の皆さんに周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

どうも本当にありがとうございました。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（安達丈夫さん） それでは、最後に、議長からご挨拶を申し上げます。

3月以来、新型コロナウイルス感染防止対策がなされ、村民の皆さんが感染予防に徹していただいたために、弥彦村においては感染者が現れておりません。

弥彦村の大鳥居と弥彦山ロープウェイ山頂駅が夕方からほのかに青く照らされております。これは「にいがた結（むすぶ）プロジェクト」で、県の呼びかけに応じ、彌彦神社並びに弥彦観光索道様のご協力をいただき実施されております。

医療従事者はもとより、様々な業種で影響を受けているほか、学校や家庭においても多くの方が耐え忍んでいる状況にあるため、応援の気持ちを届けたいということでございます。

ほのかな青い光を見るたびに、感染症対策を続ける医療関係者等への感謝の気持ちと、新型コロナウイルス感染症の終息が一日も早く来るよう願っているところでございます。

6月定例会では、皆さんのご協力によりまして、滞りなく終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会は、補正予算2件、条例2件、人事9件、規約の変更1件、契約の締結1件、請願2件の計17件、全議案とも全会一致で提案のとおり決定いたしました。

枝豆共同選果場建設が始まりますが、弥彦の特産枝豆の名が全国にとどろくことを大いに期待しております。

一般質問では、7名の方から村の重点施策に関わる質問や、新型コロナウイルス感染対策並びに今後の事業の発展に係る質問等がございました。今後の弥彦村発展や安心・安全につながるところであります。

また、今後の村行事では、3密を控えるため、消防演習、村民体育祭、弥彦燈籠まつりなど、多くの行事が中止あるいは延期となっております。これからもウイルス対策が続くと思いますが、各議員におかれましては、今後も村民の生活安定と村の発展のためにご尽力いただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、令和2年第4回弥彦村議会6月定例会を閉会いたします。

このたびは大変お疲れさまでした。

(午前11時28分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 安 達 丈 夫

署 名 議 員 武 石 雅 之

署 名 議 員 本 多 隆 峰